

「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（案）に対する
パブリックコメントの結果について

1 募集期間 令和6年1月11日（木）～1月24日（水）

2 寄せられたご意見 3件

No.	ご意見の概要	左記に対する考え方
1	ダイバーシティ対応（性的少数者、障害者、高齢者、外国人等への対応）を基準設定の考え方に含めるべき。	この条例は、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めております。 女性への支援において、性的マイノリティ、障害者、高齢者、外国人など様々な配慮を必要とする女性にも対応することは大変重要であると考えており、施設の運営にあたっては、いただいたご意見を参考に対応を検討してまいります。
2	虐待防止研修等については、人権保護の観点から重要であり、努力義務に留めず義務化すべき。	女性自立支援施設の設置等について定める、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）附則第2条第1項において、「政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されており、今後、国の動向について情報収集を行い、取組について検討してまいります。 また、県が設置する女性自立支援施設では、いただいたご意見を参考に、職員への研修の機会を設けるとともに、責任者を設置し、必要な体制を整備することとしております。
3	バリアフリー法に基づくバリアフリー基準の遵守を条例で義務づけるべき。	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（平成9年石川県条例第5号）第23条第1項において、公益的施設における整備基準（高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準）の遵守について規定されており、女性自立支援施設にも当該規定が適用されます。